

令和6年度地域歳末たすけあい援助事業配分要綱

1. 目 的

地域歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市町村社会福祉協議会が実施する歳末たすけあい援助事業を支援することを目的に配分する。

2. 配分対象 市町村社会福祉協議会

3. 事業実施年度（時期） 令和6年度（11月～1月）

4. 配分事業 市町村の地域で行う次の歳末たすけあい援助事業に配分する。

（1）福祉対象者への義援金（見舞金）、物品贈呈事業

歳末たすけあいの義援金や物品の贈呈は、現行の福祉制度を勘案し、対象者の生活向上に直接結びつく効果的な贈呈事業とすること。

（例）社会福祉施設利用者への援助（無年金児者）

児童福祉施設等の児童に対する進学、就職の際の支度金などの支援

（2）地域住民の参加による在宅福祉事業

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体等が協力し、歳末時期の地域福祉活動を強化・充実させるための在宅福祉サービス事業

（例）給食（おせち料理）サービス、入浴サービス、洗濯・布団乾燥サービス、高齢者ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、地域見守り・訪問活動

（3）社会福祉施設等の利用者と地域住民等との交流を図る各種行事・イベント事業

（例）クリスマス会、正月お楽しみ会、餅つき大会等

（4）社会福祉施設、高齢者・障がい者世帯等に係る各種設備の整備事業

（例）福祉施設の暖房設備整備事業、

高齢者・障がい者世帯等の住居環境整備・補修等サービス事業

（5）その他の歳末たすけあい援助事業

（例）生活困窮者・社会的孤立者・ホームレス等に対する小口生活資金や食糧品等の給付などの事業

5 配分金額 所属市町村の募金額から歳末たすけあい募金に係る事務費交付金を差引いた額を限度に配分する。